

平成 26 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 57 号

平成 26 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 6 月 10 日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 6 月 16 日（月）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 26 年 6 月 16 日（月曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、議会広報特別副委員長山本良熙君より、議会広報掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 26 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先に内閣府が発表いたしました 1～3 月期の国内総生産 GDP の実質成長率は、前期に比べ実質で 1.6%増と、景気回復に伴う伸びに加え、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が個人消費を押し上げたほか、設備投資も大きく伸びたことが寄与されたこととされております。

しかしながら、5 月の月例報告では、消費税率引き上げの影響で個人消費の落ち込みが続いているため、景気回復の現状について「緩やかな回復基調が続いているがこのところ弱い動きもみられる」としており、いまだに不安要素が残

るところであります。消費税率の影響も次第に薄れ、緩やかに回復していくことが期待されているところでございます。

続いて、平成 25 年度一般会計決算見込みにつきましては、町財政は引き続き厳しい状況にあります。土庄町行財政改革大綱に沿った健全な財政運営と、歳入の確保と歳出全般について節減合理化を徹底した結果、一般会計歳入総額 82 億 5041 万 3 千円、歳出総額 75 億 6345 万円となり、実質収支で 6 億 25 万 9 千円の黒字になる見込みであります。今年度におきましても、健全な財政の堅持に努めてまいり所存でございます。

本日、提案の議案につきましては、専決処分の承認が 2 件、補正予算関係が 2 件、条例関係が 2 件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について 1 件、工事請負契約の締結について 1 件、人事案件が 2 件、合計 10 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお祈りいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 6 月 9 日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は去る 6 月 9 日午前 9 時 30 分より、委員会室におきまして、6 月議定会定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず会期でございますが、本日 16 日から 17 日までの 2 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査の報告を各委員長よりしていただき、質疑を行います。

引き続きまして執行部より、議案第 1 号から議案第 8 号までと、諮問第 1 号と諮問第 2 号の提案理由の説明を受けた後、一括質疑を行います。次に、諮問第 1 号、第 2 号の討論・採決の後、議員提案であります発議第 1 号の趣旨説明をし、質疑・

討論・採決、続いて発議第2号の趣旨説明をし、質疑・討論・採決を行った後、散会する予定でございます。

17日は議案第1号から議案第8号までの討論・採決を行います。続いて一般質問を行い、最後に閉会中の継続調査申出について採決をした後、閉会する予定でございますので、よろしくお願いたします。

平成26年6月16日（月曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君） 2 番（濱中幸三君） 3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君） 5 番（佐々木邦久君） 7 番（山本良熙君）
8 番（上川正衛君） 9 番（井上正清君） 10 番（太田和博君）
11 番（藤本誠助君） 12 番（川口幸路君） 13 番（川本貴也君）

2、 欠席議員

6 番（泊 満夫君）

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（中井俊博）
企 画 課 長（糸 英彦）	企 画 課 長（奥村 忠）
税 務 課 長（笹山恵子）	福 祉 課 長（川田順也）
健康増進課長（木下公明）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
建 設 課 長（樋口英士）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
商工観光課長（須浪宏和）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生涯学習課長（椎木 孝）	水 道 課 長（川本公義）
病 院 事 務 長（三木俊明）	出 納 室 課 長（南堀英二）
総務課課長補佐（井口秀俊）	総務課副主幹（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史） 書記（塩本 元）

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成26年6月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成26年6月10日招集）

平成26年6月16日（月曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、観光振興特別委員会）
- 第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第 3 号 平成26年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4 号 平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 5 号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6 号 土庄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更（編入）について
- 第11 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 第12 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 発議第 1 号 税務管理状況の調査に関する決議について
- 第15 発議第 2 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から17日までの2日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に、印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より監査の報告を受けております。報告の写しを印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 佐々木邦久君、7番 山本良熙君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月17日までの2日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長 (川本貴也君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長 (川本貴也君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長 (山崎勝義君)

おはようございます。

4月17日と5月29日の2回、閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。

4月17日は、入湯税関係について税務課と商工観光課より説明を求めました。

税務課。入湯税の歴史、税率と課税免除、徴収方法、収納実績、そして入湯税の申告に疑義があった場合の措置などについて、説明を受けました。

その中で、入湯税には非課税規定や減免規定がないが、課税免除が設けられていること、具体的には12歳未満の方、学校教育上の見地から行われる行事で高等学校以下の方、日帰り客の利用については、入湯税を課してはならないこと、入湯税に関する調査について質問検査権が町税吏員にあり、関係者に質問し、資料の提出を求め、さらに町長は納税申告書の課税標準額または税額が異なるときは更正できることについて深く理解できました。

一方、わが町において過去に入湯税の更正実績はなく、今後は先進地事例を調査・研究し、適正・公正な申告納税を推進する考えであることを執行部より確認いたしました。

委員からは、入湯税の徴収が適正に行われているか過去に調査や審査をしたことがあるのか、との質問に対し、執行部からは町の体制、職員の能力、他市町の状況から調査を断念した経緯があったこと、申告人数についての調査はしたことがないことの回答がありました。

商工観光課。次に、入湯税の使い道について商工観光課より説明を求めました。

入湯税の徴収開始時期と同じくして「土庄町温泉地域活性化事業助成金」を温泉の共同利用に係る温泉源の維持管理の一部として助成することにより、地域観光の振興に寄与することが目的であり、助成額は入湯税収入の30%以内としていました。

その後、観光施設の整備、誘客事業の推進等観光振興を図る目的で平成25年3月に「土庄町観光振興基金」を設置して入湯税収入をすべて積み立てた結果、25年度末の基金現在高は3,087万7千円の見込みです。

委員から、入湯税の自主申告が「多い・少ない」の把握の仕方と、いつまでに調査を終えるのか、また宿泊人名簿で宿泊者数は把握できないのか、との質問があり、執行部からは地方税法による更正及び決定措置について、土庄町では今まで調査及び措置した経緯はなく、全国的にどのような取り扱いがされているか現在調査中であり、効果的で正確な調査ができる体制を整えてから実施したい、宿泊人名簿や会計帳簿では宿泊者数が確認できないので、どう調査すべきか合わせて先進地に問い合わせをしているとの回答でした。

さらに、委員から観光立町として大きな問題であるので、一刻も早く調査をして委員会に報告をしていただきたいと要望がありました。

最後に、4月に設置された地域医療再生対策室の課長より、目的や具体的な取り組みの方向性の説明をいただきました。

5月29日は、人口減少対策、王子前分譲地の売却、トライアスロン大会の事故に係る損害賠償請求訴訟の3点について関係課より説明を求めました。

企画課。平成26年5月8日に民間の研究機関、日本創生会議が新聞等で発表した「2040年度までに20～39歳の若年女性が半減する自治体の試算」について、推計方法、推計結果の説明を受けました。全国の896自治体で若年女性が半減し、そのうち人口が1万人未満になる市町村は523、若年女性が減れば子どもが減り、総人口も当然減る。このままでは自治体そのものが消滅する可能性がある指摘したものでした。特に土庄町ではマイナス70.7%と、県下で一番人口変化率が大きいとの結果でした。

何も施策をしなければ指摘のようになるということでしたので、町の現状と人口減少対策について、引き続き説明していただきました。

出生率の改善のための少子化対策事業として、エンゼル祝金とすこやか手当の支給、特定不妊治療費助成事業、おせっかい事業による独身男女出会いの場の提供、地域のニーズを反映した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定がありました。

人口移動の改善として、過疎対策と財政支援措置を利用した超高速ブロードバンド整備促進事業など、離島振興対策を利用した離島活性化交付金事業によ

る地域活性化の推進、空き家バンク、島ぐらし体験の家、島ぐらし体験ツアーなど移住交流推進事業を活用して息の長い取り組みを地道に実施していこうとするものでした。

委員から、人口流出の原因がどこにあるのか住民アンケートをとったのかとの質問に、執行部から、アンケートを取り、働く場所が少ないということが一番の原因と把握しており、住民みずからが住みやすさを追求することが必要であるとの回答でした。さらに委員から、住民の声に耳を傾け町政を進めることが基本であると要望が出ました。

建設課。平成10年4月から開始した王子前分譲地の売却経緯として、65区画のうち未売却地は5区画、価格は現在も平成10年当時のままであること、査定価格は16年間で約30%の地価下落と推測され、直近の10年間の売却では約3%下落している状況との説明がありました。

委員から、売却地の現状と未売却地の維持管理経費についての質問に、執行部から、売却地の7～8割程度において家が建っており、未売却地の経費は職員が行う草刈りと宅地造成事業の利息が発生しているが、未売却地の駐車場使用料収入で賄っていると回答がありました。

また、地価が下落している状況において平成10年当時の価格では売れないのではないかと、下げる場合にどこで審議するのかとの質問に、価格を下げることは直近に購入した方への影響や埋立てにかかった費用との関係があり、難しい。しかしながら塩漬けになってしまうのもどうかとの回答でした。委員会では、総合的に考え調査していただくこととしました。

商工観光課。最後に報告事項として、平成10年9月13日の第12回小豆島オリーブトライアスロン国際大会において参加選手と住民が接触した事故について、訴訟が継続中であり弁護士、保険会社とともに対応している旨の説明がありました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の協議事項について、その主なものについて報告をいたします。

当委員会は、平成26年4月30日に午前9時30分から委員全員出席のもと土庄町役場委員会室で開催しました。

はじめに教育総務課から報告します。宮原課長から新設土庄小学校建設等の進捗について説明があり、その後、佐伯課長補佐から豊島小学校・中学校のあり方について、地元との話し合いの進捗及び補正予算等について説明がありました。

新設小学校の開校に向けてのソフト部門の進捗状況については、執行部から、第3次再編協議会におきまして各種協議事項を検討してきた。校名はすでに「土庄小学校」に決定し、校章も公募により決定している。校歌については歌詞を公募し、現在作曲を依頼中である。標準服・体操服については全保護者の希望調査の上決定し、今月より各小学校の新1年生は新しい標準服で入学している。通学方法は、スクールバスでの通学範囲や方法、通学路について協議中である。また、開校準備委員会は4校の全教職員で組織し、各部会をつくり、学校運営に関して協議している。また統合する4校の交流活動も行っているとの説明がありました。ハード部門については、1か月ぐらいの遅れがあるが、1月末を目途に全ての工事を完成させたいとの説明がありました。

これらの件に関して、委員から、新小学校のグラウンドに照明が設置されるのか、豊島の小中学校の校舎はどうなるのかなどの質問がありました。

執行部から、新小学校のグラウンドは、広さの面、海に近いという環境面から考えて照明設備は予定していない。豊島の小中学校の校舎は、現在の小学校の校舎を改修して使用する計画であるとの説明がありました。

次に、住民環境課。宮原課長から次の5つの課題について説明がありました。

1. 一般廃棄物処理施設整備状況について。
2. 粗大ごみの有料化について。
3. 土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について。
4. 金属等のリサイクルについて。
5. 斎場業務の委託について。

1点目の一般廃棄物処理施設整備状況については、執行部から現在の状況は、採石認可申請の書類が整い、2社の採石業者が1月に県へ書類を提出し、その後、地元自治会等の意見書も提出いただき、それを受けて正式に県から採石認可が下りることになった。懸案であった処理施設予定地が、採石地であるために採石地域から除外してもらうための法面是正の件については、実際に同所で採石事業を行う松本建設株式会社に3年間でベンチカットを行ってもらうことになっている。

町としては、灘山の状況の推移を見守りつつ、御影浄苑の地元との操業約束が27年度末となっているが、現実的に新し尿処理施設を間に合わせるのが難しい状況であるので、琴塚・小海自治会と漁協関係者に操業延長のお願いをしているところである。

なお、26年度は灘山予定地の環境アセスメントを行う予定。また、5月2日

には福田の松本建設株式会社社長に役場まで来ていただき、今後の予定についてお話を伺うことにしているなどの説明がありました。

2点目の粗大ゴミの有料化については、粗大ごみ有料化の目的については、排出削減目標の取り組みの1つとして、以前より小豆島町と協議中であり、本町行財政改革実施計画で計画している粗大ごみの有料化を実施しようとするものである。料金についても、小豆島町と協議し、同額にしたいと考えている。現在、4月と12月の年2回無料で実施していた粗大ごみの回収を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブになり、ごみそのものの排出量の抑制が期待できる。端的に言うと、小江に自己搬入するか、個別の収集を有料化することになるなどの説明がありました。

3点目の土庄町小豆島町環境衛生組合の解散について、小豆島町は、し尿処理施設の改修により旧池田町のし尿を小豆島町で処理できるため脱退の予定であり、2町で構成する環境衛生組合を解散しようとしているなどの説明がありました。

4点目の金属等のリサイクルについては、不燃ごみ・粗大ごみについては、現在は多くの場合、そのまま最終処分場に持ち込まれているが、新たな計画では、新しい処理施設にて破砕選別処理により鉄・アルミ・処理残渣に選別し、鉄・アルミは資源として回収、処理残渣は埋立処分にするとしている。

したがって、ごみの減量化、再資源化のためのリサイクル率の向上に向け、ごみ量・ごみ質の変化に対応しながら、高度な公害防止対策を図るものである。計画では新たな最終処理場の供用開始を平成33年度として考えているなどの説明がありました。

5点目の斎場業務の委託については、職員の高齢化・多忙化などで、斎場業務を民間委託の方向で進めたいとの報告がありました。

委員から、最終処分場は、当初の計画では30～50年間は使えるということだったが、どのくらいの年数使えるのか。採石業者に3年間でベンチカットをしてもらおう予定だが、必ず3年以内に終わらせるような契約になっているのか。最終処分場の周りはコンクリートの擁壁で囲うのか。建設費用はいくらぐらいを予定しているのか。ベンチカットの予定では、公社が購入した用地の60%ぐらいしか使えないが、半分ぐらいの購入で済んだのではないか。粗大ごみの有料化の実施時期はいつか。火葬業務の委託先はどこになるのかなどの質問がありました。

執行部から、最終処分場の容量については、国の指針もあり現段階では15年分の容量を考えている。採石業者と土地開発公社の契約で、3年でできない場合は違約金が発生する契約になっている。最終処分場はコンクリートの擁壁で囲

み、二重構造のシートを敷くので、15億～20億円の工事費を予定している。使用する部分と使用できない部分も買うという話であった。

粗大ごみの有料化の実施時期については、未定である。火葬業務の民間委託は、火葬炉の建設業者を含め、島外の業者を考えているなどの説明がありました。

最後に、委員から最終処分場については、当初の計画とかなり変わってきているし、費用も非常にかかるので、もう一度将来計画を練り直す必要があるのではないかという意見がありました。

次に、土庄中央病院。三木事務長から、診療体制と経理状況について詳細な報告がありました。

三宅院長が残っていただけることにより、一応の診療体制はできているが、医師が不足しているので引き続き常勤医師の確保に努力している。

平成25年度の決算見込みでは、約4億円の赤字となる見込みであることなどが詳しく報告されました。また、多くの方に土庄中央病院を利用させていただげるように、地域医療再生対策室でも考えていただき、それを政策に反映していただきたいとのことでした。

委員から、地域医療再生対策室は企画課なので、総務建設常任委員会の所管になり、教育民生常任委員会では協議できない。検討していただきたいということになりました。

中央病院の経営改善のためには、まず町が現状を訴えて、その解決のための具体的方策を示し、行動しなければならない。議会も方策が示されれば協力するなどの意見がありました。

また、病院運営審議会で、将来的に小豆地域で救急艇を1隻所有するという要望を町長、院長あてに提出するということになったとの報告がありました。

次に福祉課。川田課長から次の3点について説明がありました。1. 小豆島中央病院新築工事に係る工事請負契約について。2. 小規模多機能型居宅介護施設の整備について。3. 障害福祉計画（第4期）、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第6期）について。

1番目の小豆島中央病院新築工事に係る工事請負契約については、病院の名称が小豆島中央病院に決定し、その新築工事の入札は、1回目が不調になった。工事が急がれるため、設計をやり直し、当初参加表明があった2社に見積もりを依頼した。1社が辞退、大林・西崎JVが予定価格内であったため、同社と随意契約による工事請負契約を締結した。工期は平成26年4月7日～平成27年12月31日。契約金額は、税込で64億2600万円。

次に、小規模多機能型居宅介護施設について。旧北浦幼稚園跡に国の補助金

を受けて、小規模多機能型居宅介護施設の開設を予定しており、事業主を公募したいと考えている。

障害福祉計画(第4期)、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第6期)について、昨年から3つの計画策定の準備を進めており、今年度は、協議会や地域の意見を聞いて、それぞれの計画を立てるなどの説明がありました。

委員からは、施設の定員、施設の増設による介護保険料の増額についての質問がありました。

執行部から、施設の定員は25人、介護保険への影響については、制度が大きく変わるので、細かいことは言えないが、これまでの実績と現状を照らすと、小規模多機能型居宅介護施設が1つできると、給付費が年間約5000万円かかる。そのうち約5,200人いる1号被保険者の保険料負担に転嫁すると、だいたい年間1,900~2,000円くらいの負担増になると推計している等の説明がありました。

次に、健康増進課。木下課長から、法律に基づく土庄町新型インフルエンザ等対策行動計画ができ上がり、その報告がありました。

委員から、発生を想定した訓練はあるのかななどの質問がありました。執行部からは、訓練の予定はないとの回答でした。

以上で閉会中の教育民生常任委員会での協議について、その概要の報告を終わります。

○議長(川本貴也君)

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長(佐々木邦久君)

5月29日に水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概況を報告します。

机の上で話をしても、なかなか状況が分かりませんので、現地へ行って、川本課長の意見を聞きながら、議論をしたという実態でございます。それでは今の進捗状況、工期が長いですから、次々に1つができたなら、それに古いのを切り換えてやっていくというような状態ですが、原水調整池3,000トン、大きな入れ物でございますが、できあがりしました。今この分について、水を溜めていくというような状況まで計画通り進んでおります。

次に、更新計画で3つの施設の説明と、その分についての結果を報告します。

1つは、汚泥掻寄機、この分につきまして、モノレール式に決まりましたが、これについての説明がありました。

また場内配水池につきましても、アルミ製の屋根に変えた方が、後々の管理がしやすいというようなことで、そういうことの説明がありました。

また、機械脱水機、この分につきましては、2基目を入れました。その分の立面図と断面図で、その分の説明を聞きました。

また、自家発電については、設置図面の提示に、執行部から提案していた起動方式、言葉がいろいろありますが、要するに人が手で動かしてやるか、この分を全自動でやるかというようなことで、1つは製造中の製品のコスト、管理面の今から後の価格単価、そういう分を比較した結果、全自動で検討したいとすることがありました。また、電源容量、この分につきましても、機械脱水機が1基加わるということで、使用電力が少々増加しますが、当初の200キロボルトアンペアが250キロボルトアンペアというような設計に変更したいということの説明がありました。

それと2基持って行きますと、どうしても消音対策を考えないかなということですが、この分は、使用頻度、停電のときと言えば災害が主になるかと思いますが、めったにございませぬ。こういうことで、コスト面を考慮し、消音機を設置せず、建物の壁類等を十分補強していく、防音対策を実施する設計という検討をしたいとの説明がありました。

周りを見回して見ていただいてもお分かりのように、生活している人が1戸ありますが、十分話し合いをした上で、これはやっていきたいと、このように考えてございます。それと、起動方式、この分は価格の差額が少なければ、停電時に自動で動くほうが望ましい、今説明しましたような内容でございしますので、この分は執行部からの提案を承認して散会と。今から後も順次直していかないといけません、今のところ計画通り順調に進んでおります。報告は以上です。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

おはようございます。去る6月6日に、観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

商工観光課から、土庄町観光指針とアート化計画について資料に基づき説明がありました。観光振興指針は、土庄町が観光振興施策を実施する上での基本理念、基本計画を示すものであり、計画的に実施することによって、より実りある成果をあげられると考えています。

基本理念を「小豆島の伝統あるおもてなし、おせったいの心を原点に癒しと和みの世界をテーマとした観光の創造と発信」とし、滞在型観光を目標として掲げ、テーマ型観光、参加体験型観光、グルメ観光の3つの部門に分けて、さ

まざまな観光素材を提示している。

テーマ型観光の主な事業として、「エンジェルロード恋人の聖地連携プロジェクト」がある。恋人の聖地は全国に 123 か所あり、香川県内に 4 か所選定されている。県内の恋人の聖地が連携してイベント等を実施することによって、情報発信力を強めようとするものである。

「迷路のまち」では、まち歩き観光として定着しつつある。ボランティアガイドとの協力体制の元で、新しいマップの作成などを進めて、魅力を高めたいと考えている。

今年は、小豆島尾崎放哉記念館の開館 20 周年となり、今後も、生涯学習課と協力して相互交流の場を広げていきたいと考えている。

伝統文化・芸能としての肥土山農村歌舞伎は、「さぬき歌舞伎まつり」へ毎回参加している。島外への公演活動についても、観光振興面から支援したいと考えている。

体験・参加型観光のうち、「石の歴史遺産再発見プロジェクト」は大坂城残石記念公園を中核施設として、石の歴史に関するものや「残石ふるさと市」の開催時などに特色ある行事として情報発信したいと考えている。

また、町内各地に存在する丁場跡や「重岩」をめぐる山歩きを素材として提供していきたいと考えている。

体験型旅行商品の項目の中に「島あそび」を取り上げている。YMCA 余島野外活動センターは、瀬戸内国際芸術祭によって瀬戸内海の魅力が、全国や海外に再認識されたところであり、改めて海のレクリエーションを見直していきたいと考えている。

グルメ観光としては、素麺、オリーブ牛などを活用した小豆島独自の特色ある商品化を提案している。特にオリーブ牛については、土庄町の生産者が育成に苦労されたブランドであるので、生産者、旅館・ホテル業界との連携で普及促進を図りたいと考えている。

次に、歴史と文化、アートの町として、「石の絵手紙ロード」の構想は、石と絵手紙を組み合わせ、素朴でありながら独自の景観づくりに寄与する素材と考えている。将来的には、屋形崎から四海方面と小馬越から土庄本町へ延伸し、石の絵手紙ロードをつなげたいと考えている。

高見山公園アート化計画として、句碑の移設・再生、桜並木の景観、高見山展望台と 3 項目を提案している。本年度予算に計上している句碑移設事業は、山頂の展望台と展望台に至る遊歩道を含めて、訪れた方々が、句碑と共に景観を楽しめるような空間づくりのため、一体的な整備を考えていきたい。

とのしょうアート化計画、アート豊島周遊ルートについて。土庄町の独自事

業「とのしょうアート化計画」として、土庄港ターミナルビル、東洋紡績記念館等において現代アートの作品を展開したが、本年度も継続し、予算計上している。

アート豊島周遊ルートとしては、2010年の第1回瀬戸内国際芸術祭で建設された豊島美術館をはじめとして、豊島には3つの恒久的な美術館が整備された。芸術祭の期間中のみ鑑賞できる作品とこれら常設の施設があることで、豊島は直島に匹敵するアートの島と呼んで差し支えないと考えている。

交流人口の拡大イベントの取り組みは、瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会をはじめ、巨木の魅力再発見として「宝生院のシンパク」、瀬戸内国際芸術祭2016と町独自イベントの企画立案などがある。

続いて、とのしょうアート化計画について説明があり、現代アートの展開を、地域住民と芸術家が一体となり、島の豊かな自然と風土、文化に満ちた小豆島の魅力を再発見しながら、オリジナリティ溢れる作品を展開することで、島外から観光客の誘客及び地域活性化を行うプロジェクトである。今年度は、土庄港フェリーターミナル、東洋紡績記念館に加え、新たに旧戸形小学校、富丘通り周辺、富丘八幡神社にて展開を行う予定である。

説明は以上で終わり、委員より、テレビで松山市の職員が、旅行会社等に任せずに自分たちで観光ルートをつくるなどの企画をし、営業をしているということが放映されていた。郡上八幡のパフレットを見ても行政や観光業界が一緒になってやっているのを感じた。今後の基本計画の中で、そのように自分たちで取り組んでいくという考えはあるのかに対し、その時代の流れもあるので、観光振興については、町単独でできるものを合わせてこのような観光指針をつくり、皆さんの意見もいただきながら、次々改訂していくものと考えている。現状としては、この指針に示しているものも含め多くの観光素材を日々検証することや、じっくり腰を据えて、地域の魅力をアピールする素材をつくりたいところではあるが、現実にはそれができていないという現状。

委員より、広域観光の視点が欠けていると思うので、直島、犬島、高松市などと、どのように連携して進めていくのかをぜひ考えていただきたい。瀬戸内国際芸術祭では全体のバランスを考えるプロデューサーやディレクターがいる。とのしょうアート化計画にはそのような人はいるのか。小豆島町がやっているように大学とのつながりを持つというような新たな展開もある。大学であれば、費用もそんなにかからないと思うが、そのあたりはどうか。

対応しているディレクターが1人いるが、作家なので、自分の作品も展示したい。瀬戸内国際芸術祭と同じように現代アートを取り扱ってはいるが、資金量が全然違う。町の当初予算は200万円だが、瀬戸内国際芸術祭の作品1つの

予算にも満たない。ディレクターも東京の方なので、費用的な面もあり、月に1・2回しか来れない。この事業の趣旨は、地域と一緒に作品をつくっていくということはディレクターも理解しているが、「地域とのつながりをどうするか」と言うと、「それは役場がやってくれ」と言われる。こちらからお願いに行くようなことになるので、趣旨が変わってくる。役場の職員が走り回って補っているという現実。この予算規模でやるなら、それが限界だと思っている。

委員より、グルメ観光について、香川県ではオリーブ牛やオリーブハマチなどオリーブをブランドとして宣伝しているが、旅館やホテルでもそれぞれオリーブを使った料理を出しているとは思いますが、アンケート調査をするなど、旅館を巻き込んで考えていけばいいのではないかと思うが。まずは話し合いをしていく。町がやらなければいけないことや、観光業者や宿泊業者にお願いしなければいけないこともいろいろ出て来ると思う。

また委員より、土庄町のホームページもリニューアル後はだいぶ良くなったが、観光客はほとんどスマートフォンやネットから情報を得ている。この観光指針に載せている場所などは、ホームページにも載せるのか。実際に来てから行き方や道案内を調べる人もいるので、今後はそのあたりを重点的に予算化するのが重要だと思う。また、観光地のトイレは非常に大事だと思う。観光案内を見てもトイレがどこにあるのか分かりにくいという声も聞く。町内施設のトイレを定期的にチェックすることも必要では。島八十八箇所でも、お寺もトイレに力を入れているとのことらしい。ホームページについては、どのように考えているのかに対し、20年前と一番違うのは、「観光パンフレットを送ってほしい」という電話がほとんどなくなった。依頼があるのは高齢者の方くらい。ほとんどの方がネットで情報収集をするので、Wi-Fiの基地局を町の予算で整備しているが、おそらく10年もすれば、それも不要になると思う。時代が変わったという点では、ネットの力は認識しているので、観光のホームページもイベントがあるたびに随時更新して情報は出している。

小豆島観光協会が作成している月別観光客数の今年の実績を見ると、昨年比で毎月マイナスになっている。24年と比べると月によって差はあるが、ほぼ平年並みであった。委員より、去年は芸術祭があったので、去年に比べたら観光客が減っているが、例年並みということであった。小豆島町と比べたら、観光予算が少ないということもあり、活動が制約されているところもあると思うので、そのあたりも考えていかなければいけない。

以上で、観光振興特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました

- 議長（川本貴也君）
これもちまして各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

- 議長（川本貴也君）
これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、
これをもって終了いたします。
- 議長（川本貴也君）
続きまして、教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、
これをもって終了いたします。
- 議長（川本貴也君）
水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、
これをもって終了いたします。
- 議長（川本貴也君）
観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、
-

これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 4、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）の件から、日程第 13、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、今議会に提案されました議案につきまして、人事案件以外につきましてご説明をさせていただきます。お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いします。

議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 1 ページから 21 ページになります。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては 2 ページから 5 ページになります。土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

1 点目が、町民税の課税の特例のうち、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を平成 27 年度から平成 30 年度まで 3 年間延長するもの。

2 点目が、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の適用期限を平成 26 年度から平成 29 年度まで 3 年間延長するもの。

3 点目が、町民税の特例のうち、東日本大震災に係る特例について、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、条例から削除するもの。

4 点目が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に耐震改修が行われた既存建築物について、一定の基準を満たす場合に限り、新たに固定資産税の減額措置を設けるものでございます。

続きまして議案書の 7 ページをお願いします。審議資料は 23・24 ページになります。議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、内容につきましては 8 ページになります。土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、主な内容は、1点目が国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る限度額を12万円から14万円に引き上げるもの。

2点目が、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものがございます。

続きまして議案書の11ページをお開きください。議案第3号、平成26年度土庄町一般会計補正予算第1号でございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明します。歳出といたしまして、21ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費、企画事務費は、東洋紡跡地のうち主に駐車場として使用している4,700㎡について、イベント及び周辺への土埃の対策のため、再生アスファルトガラを敷き詰めて整備しようとするものであります。

また、自治振興助成事業につきましては、小海自治会に対して発電機、物置などの地域防災用資材の整備に対し助成するもので、財源は全額自治総合センターコミュニティ助成金であります。

3款民生費1項社会福祉費、介護保険事業は介護保険事業特別会計への繰出金でございます。地域人づくり事業、介護人材確保対策1,279万円、障害福祉サービス人材確保対策665万円につきましては、緊急雇用創出基金事業を用いて、失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出・提供及び人材育成を行うものがございます。なお、介護人材確保対策にあつては特定非営利活動法人遊、特定非営利活動法人三都の浜、社会福祉法人明和会の3者に、障害福祉サービス人材確保対策にあつては社会福祉法人ひまわり福祉会に委託するものがございます。いずれも財源は全額県補助でございます。

4款衛生費1項保健衛生費、斎場運営事業につきましては、土庄斎場の火葬業務に従事している衛生現場職員の体調不調により、火葬業務を本年7月から民間業者へ委託しようとするものがございます。

23ページをお開きください。10款教育費2項小学校費、豊島小中学校建設事業でございます。豊島地区の小学校と中学校につきましては、これらを併設して整備するため、豊島小学校を耐震補強し、大規模改造するための実施設計委託料を計上しております。財源のうち630万円は地方債を充てております。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては財政調整基金からの繰入金で充てております。今回の補正額は、4,944万7千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと85億6,244万7千円となります。

次に、第2条地方債の補正につきましては、14ページになります。豊島小中学校建設事業を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案書の25ページをお開きください。議案第4号、平成26年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第1号でございます。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源については歳出の際にご説明します。

歳出といたしまして、33ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費でございます。地域密着型サービス拠点整備事業は、旧北浦幼稚園跡地に小規模多機能型介護施設を開設する事業所への補助金等でございます。公募により募集する予定でございます。財源のうち2,085万円は県の補助金で、残りの1,545万9千円は一般会計からの繰入金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、3,630万9千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと、16億3,406万1千円となります。

次に、議案書の35ページをお開きください。審議資料は25ページになります。議案第5号、土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例でございます。中小企業信用保険法施行令が一部改正され、中小企業者の定義が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の37ページをお開きください。審議資料は27ページになります。議案第6号、土庄町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。外来診療体制及び入院診療体制の変更のため、診療科目の産婦人科を婦人科に、また、一般病床を89床から55床に、療養病床を32床から56床に変更しようとするため、本条例の一部を改正するものであります。施行日は7月1日でございます。

次に議案書39ページをお開きください。審議資料は29・30ページになります。議案第7号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更（編入）についてでございます。四海漁港において、香川県が県道屋形崎小江湊崎線の道路幅狭小区間の整備として公有水面を埋め立てたことにより、新たに土地が生じたことからこの土地を確認し、当該土地を所在の字の区域に編入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書41ページをお開きください。審議資料は31・32ページでございます。議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。湊崎都市下水路事業1工区大谷ポンプ場建設工事を、請負代金6,156万円株式会社トミウン、代表取締役 丹生兼宏と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてということで、よろしくをお願いします。

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。提案理由といたしましては、本町の人権擁護委員立石文子氏が、平成 26 年 3 月 31 日をもって退任されましたので、後任に多田太門氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては、44 ページの記載のとおりでございます。住所香川県小豆郡土庄町湊崎甲 1861 番地 1、氏名多田太門氏、生年月日昭和 23 年 11 月 27 日ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦について、同じくでございますが、人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。提案理由といたしましては、本町の人権擁護委員河野宏宜氏は、平成 26 年 10 月 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。本人の略歴等につきましては、46 ページのとおりでございます。住所香川県小豆郡土庄町見目甲 397 番地、氏名河野宏宜氏、生年月日昭和 46 年 3 月 25 日ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川本貴也君）

これもちまして提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～諮問第 2 号）

○議長（川本貴也君）

ただいま説明のありました議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例）の件から諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの一括質疑を行います。

質疑のある方はご発言願ひます。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

議案第2号、議案第3号についての質疑を行います。

まず、議案第2号の専決処分の承認を求める件についてですが、まずお伺いしたいのは、国民健康保険税の一定の所得がある方に対する負担の引き上げになると思うんですけども、それは低所得者の負担の軽減を目的として行うものでしょうか。

(議長から質疑方法についての指示あり)

○1番(福本耕太君)

議案第2号と第3号続けてででしょうか。それぞれ。

○議長(川本貴也君)

いや、全部まとめて言ってくれてかまわないです。

○1番(福本耕太君)

できれば分けたいんですけど。議案第2号と第3号、それぞれの質疑に。

○議長(川本貴也君)

1つずつ。

○1番(福本耕太君)

1つずつ。

○議長(川本貴也君)

2号だけ言ってください。それでいいですか。

○1番(福本耕太君)

はい。

○議長(川本貴也君)

福祉課長 川田順也君。

○福祉課長(川田順也君)

こちらのものにつきましては、上限額が2万円上がるということでありまして、その中にあるものが軽減の中にも入っておりますので、両方ということで、よろしく願いいたします。

○1番(福本耕太君)

上限を引き上げることで、低所得者の負担の軽減を図るという目的でやるんですか。

○福祉課長(川田順也君)

上限が目的です。上限額が上がりますので。

○1番(福本耕太君)

上限額の引き上げが目的。

○福祉課長(川田順也君)

そうです。はい。

○1 番（福本耕太君）

それが、低所得者の…。

○福祉課長（川田順也君）

その中で、軽減の中でも、上限額の金額の方の対象となりますので、できているということです。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

安倍政権は消費税 8%の引き上げを行う際に、消費税は社会保障に全額使うということを明言して、今回消費税の増税を行っております。消費税増税分の地方交付税分が、土庄町にも来てると思うんですけども、これは実際にこの国民健康保険の軽減の中には、増税分も使われているのですか。まだ使っていなかったら、使われる予定になっているのかどうか聞きたいと思います。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

消費税増分が何に使われるかということでございますが、何%増えたかとかいうふうな率は手元にはございませんが、一応増えた部分については、社会保障全般に使うということでございますので、当然ながら国保の方にも繰出金として使うという予定でございます。

○1 番（福本耕太君）

国保会計の中に入っているんですね。

○総務課長（中井俊博君）

はい。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

負担の増額になる住民からするとですね、社会保障の充実のためにということで消費税の増税を払って、今回住民負担が増えれば、それは二重払いになるというふうに思うんですけども、町の方はどういう認識を持たれますか。私はそういうふうに受け取りますけど。認識を問います。分かりにくいですか。消費税で負担をして、消費税の増額で社会保障費の負担をして、かつ今回の町の増税によって負担をする形になるから、社会保障の増税負担を二重にすることになるのではないかとということです。低所得者については、軽減措置が持たれ

るということだから、これはこれでいいと思うんですけども。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

当然ながら、消費税増税分を全額投入しても社会保障費全体に充当できるという増えた分ではございませんので。消費税増税分だけで、社会保障費を当然全部賄えるという話ではございませんので、そういうことでご理解いただけたらと思います。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

次の議案第 3 号、一般会計補正予算についての質問を行います。ページはですね、議案書の 23 ページの豊島小中学校建設事業についての質問を行います。まずですね、豊島小中学校は老朽化していて、建替えが必要だということは理解ができるんですが、それも踏まえましてですね、まず豊島地域から出ている声として、今後の小中学校について建替えした際に、中学校のあり方ですね、豊島に 2 つとも残してほしいとか、それから片方は統合してほしいとか、そういう声が出ていると思うんですけども、まずそれについて、町はどういう認識を持っているか。住民がどういうふうに思っているというふうに思われているかという点が 1 つです。加配の教員について、また複式の授業についても同様に住民がどのような思いを持っていると認識されているかを、まず 1 つ目にお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の質問にお答えいたします。

豊島地区の教育のあり方につきましては、昨年豊島小学校の耐震診断を実施いたしました結果、補強が必要という結果が出ております。また、豊島地区の PTA 連絡協議会とは何度か協議をいたしました。豊島地区の協議会の中でも、昨年 10 月 30 日には、今言われた複式とか学校規模の問題等の視察を兼ねてですね、こちらの方に来まして、北浦小学校、それから土庄小学校の視察をしております。また、昨年 11 月には全保護者の方にアンケートを取りまして、この問題につきましては、先ほど濱中教育民生常任委員長の方から報告がありましたように、4 月 30 日の教育民生常任委員会の議事録を見ていただければ、報告しております。それから、豊島地区の考え方なんですけど、小学校と中学校が併

設することによりまして、少人数ならではの特色ある教育の実現が可能となります。またこの件につきましては、香川県教育委員会、それから地元関係者との協議が必要ですが、今後協議を重ねまして、計画を立てていきたいと考えております。防災面、それから現在の給食センターの位置から考えまして、現在の豊島小学校の方へ豊島中学校の方を持って行くのが最適であると、現在は判断しております。以上です。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

町がどういうふうに判断しているかを聞いたのではなくてですね、毎年 1 年に 1 回豊島の方から、地域から陳情書が出ていると思うんですけども、その中身がどうなっているかということでお聞きしたんです。私の認識では、お聞きしている分については、小中学校については豊島に残してほしいという意見が出ていると。加配教員については続けてほしいと。複式授業については、これはまだ地域の中でこうしてほしいという結論は出てなくて、そのときの子どもたちの状況によって、PTA の中でも話し合いをしながら議論しているということが言われているというふうに聞いております。

2 つ目の質問に入るんですけども、その上でですね、今回豊島地域に対して教育委員会が行ったアンケートがありますけれども、どういうアンケートをしているかということなんですが、まず 3 つ聞いてます。豊島小学校、中学校について、土庄中学校と統合することはやむを得ないと考えているということが、1 つ目です。3 つのうち 1 つに丸を付けてくださいということなんですけども。2 つ目は、中学校は土庄に統合することはやむを得ないと考えている。小学校については豊島に残すということを前提にしているんですけども、この中で町が取っているアンケートでですね、加配教員が十分に確保できないため、複式授業になることもやむを得ないということを書いているんですね。やむを得ないというのは、住民の思いがそこにあるかどうかというよりも、いわば町の考え方を誘導尋問的に引き出しているということで、非常に地域の方から怒りの声が上がっています。3 つ目については、逆に小中学校両方残した場合どうなるかということで、これについても加配教員が十分に確保できないために、複式授業になることはやむを得ないということのアンケートの中身になっているんですけども。

地域の住民からは、それぞれの小中学校を残してほしい、加配教員もやってほしいという声が上がっているのに対して、このアンケートを見ますと、住民に町の立場から妥協の意思を示させるアンケートになっているということで、

誘導尋問型のアンケートで、こんなアンケートは許せないという声が上がっているということ、まず認識していただきたいというふうに思います。それについてですけれども、このアンケートについて、どうしてこういうアンケートの出し方をしたんでしょうか。住民の声を踏まえてですけど、こうなることはやむを得ないと考えるというようなアンケートというのは、アンケートではないと思うんですけど、答弁をお願いします。

○議長（川本貴也君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

福本議員の質問にお答えをしたいと思います。

豊島の小中学校の教育、義務教育については、これは地域住民にとって、また子どもたちにとって、非常に重要なことであり、将来に関わるものであるという認識は当然ながら、教育委員会として大事にしていくところでございます。そういうなかで、住民の皆さん方のお考えを知る上で、具体的にアンケートを取って状況を把握する。そのアンケートの結果に立って、町の教育行政を推進していく。これは当然のことかと、こんなふうに思います。そういう中で、より具体的な今後の展開ができるようにアンケートを考えたいつもりでございます。そういう中でこのアンケートの結果を踏まえて、教育行政、具体的に先ほどの問題で言えば、小中学校の施設の整備、これをどう進めていくか、これについて案を立てたところでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

最後に質問しますけれども、今回の小中学校の併設がですね、教員の加配の削減、また複式の押し付けにつながらないということは言い切れるでしょうか。言い切れますか。そこ、答弁をお願いします。今回の併設が教員の削減、それから地域への複式の押し付けにはつながらないということを言い切れるかどうかを答弁願います。

○議長（川本貴也君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

福本議員の加配の教員についての質問でございます。教員の配置については、ご承知のとおり国が3分の1の負担、県が3分の2の負担、ご存知の通りかと思いますが、そういう負担で教員の配置を行っています。そういう前提に立つ

て、豊島小中学校が併設になった場合の教員配置ですが、複式にならないかという質問ですが、これについては今まで県の配慮と、町の配慮と両方で今まで進めてきました。今後についてですけれども、これは国の考えと、県の考えと、町の考えと 3 つの部分がないとできない訳でございます。そういう中で町の教育委員会としては、複式にならないように、県へいろいろお願いし、また場合によっては国へお願いし、また町にもお願いすることになるかもしれませんが、今この場で私が「複式には絶対になりません」というようなお答えはできないという事情をご理解をいただきたい、こんなふうは今思っていますので、よろしく申し上げます。

加配についても、先ほど言いましたように、教員の配置は国・県の関係があります。そういう意味で、加配教員の配置について、町の教育委員会として努力はしていきます。目一杯お願いもしていきますけれども、県教育委員会、国のイエスを取れるように努力をしていきたいということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 1 号から諮問第 2 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を 11 時 05 分といたします。

休 憩 午前 10 時 55 分

再 開 午前 11 時 05 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（川本貴也君）
再開いたします。

討論、採決（諮問第 1 号～諮問第 2 号）

- 議長（川本貴也君）
諮問第 1 号と諮問第 2 号について討論、採決を行います。
日程第 12、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
 - 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案に対する討論を省略いたします。
 - 議長（川本貴也君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
諮問第 1 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
 - 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり適任とすることに決しました。
 - 議長（川本貴也君）
日程第 13、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
-

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論を省略いたします。

○議長 (川本貴也君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第 2 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

議案の上程、提案理由の説明 (発議第 1 号)

○議長 (川本貴也君)

日程第 14、発議第 1 号、税務管理状況の調査に関する決議については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (川本貴也君)

1 番 福本耕太君。

○1 番 (福本耕太君)

発議第 1 号、税務管理状況の調査に関する決議でございます。上記の議案を別紙のとおり土庄町議会会議規則第 13 条の規定により提出をいたします。提案理由といたしまして、100 条委員会を設置し調査する必要性をそれぞれの事件の経緯に沿って述べさせていただきたいと思っております。

調査対象の 1 つ目は、滞納税の欠損処理が法律に従って行われてきたかどうかについてであります。今年 1 月 30 日に開かれた臨時議会で、町が数年間に渡って、現町長の三枝邦彦氏が経営する会社の滞納税を欠損処理していたことが明らかになりました。これは臨時議会において、三枝邦彦町長が、みずから認め、議会に報告したものです。その後の総務建設常任委員会で、欠損処理が経営不振という理由で行われていたことが、債権管理室の報告で明らかとなりました。ところが、今年 3 月の定例会で、税務課長は「経営不振という理由は、滞納税を欠損処理する際の理由にはならない」と答弁しています。また、町が欠損処理を行っていた期間は、三枝氏が議員職にあった期間であり、議員報酬

からの差押えが行われていなかったことも明らかになっています。滞納になっている税の徴収、欠損処理は法律に従って進めると、税務課、債権管理室がこれまで答弁しているように、滞納税の欠損処理は滞納者が死亡、生活困窮にあるなど、納められない理由が認められる場合に限られています。所得がある場合には、一定の基準に照らして差押えを行うよう、法律で求められています。しかし、今回のケースは、欠損理由も正当性が認められず、差押えも行われず、欠損処理が行われています。1月30日の臨時会で、私の質問に対し、三枝邦彦町長は「自分は全く知らなかった」と答弁し、欠損処理は前町長の下で、町が一方的に行ったとの認識を示しています。

この事件がなぜ起きたのか真相を究明し、明らかにするとともに、再発防止策を提言することが、100条委員会設置と調査の目的であります。委員会を設置して、岡田好平前町長、千葉三郎前副町長それぞれの証人喚問を行うべきだと考えるものであります。

調査対象の2つ目は、教育委員会職員による債権管理室への侵入、管理データの持ち出し事件がなぜ起きたのかについてであります。昨年11月23日、休日の夜間、現在教育委員会に勤務する職員が、宿直室から鍵を持ち出し、債権管理室に侵入し、平成25年の滞納に関するデータをUSBに入れて持ち出した事件について、岡田好平前町長は、11月26日、3日後の段階で事件が報告されていたにもかかわらず、被害届を出さず、退職しました。その後、被害届は三枝新町長の下で出されましたが、岡田前町長在任中、「町独自で調査を行うため被害届を出さなかった」と説明した企画課長の調査報告は、データを持ち出した教育委員会職員の言い分をそのまま議会に報告しただけのものでした。町独自の調査どころか、職員が言っていることを繰り返すだけ、処分も職員の言い分に従って行われています。ここで企画課が繰り返した、侵入した職員の言い分を紹介します。債権管理室に侵入した職員は、教育委員会に出向になる前、債権管理室の職員でした。この職員の言い分は、部署が異動になったが管理データをUSBにコピーしておかないと、パソコンが故障したときに重要なデータを失う恐れがあると感じて行為に及んだというものです。しかし、それであるならば、夜間に宿直室から鍵を盗み出して債権管理室に侵入せずとも、債権管理室の課長に報告して管理室の職員が行うか、技術的に自分しかできないというのであれば、教育総務課長から債権管理室の課長に話を通してもらって、公明正大に業務に当たればすむはずですが。なぜ休日の夜間に鍵を盗み出して侵入したのか、例えばこうした理由を職員に問いさえていません。

町の独自の調査には限界があります。こういう問題こそ、住民の声を代弁し、町政をチェックする議会の役目だと考えます。100条委員会を設置し、議員が直

接職員を証人喚問して、事件の真相を明らかにすること、再発防止策を提言することこそ、町に対する住民の信頼を取り戻し、真摯に業務に向き合う職員の思いに応えることができると、私は考えるものであります。議員各位、皆さまの賛同を心から呼びかけて、提案理由の説明を終わります。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

ただいま説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

発議第 1 号、税務管理状況の調査に関する決議について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

福本議員の 100 条調査委員会の設置なんですけれども、設置の目的の第 1 に、滞納税を欠損処理する際の基準に関する事項とあります。この件につきましては、総務建設常任委員会で十分に議論・調査できる問題だと考えます。また、欠損処理した件については、監査委員から告発がなされており、法令違反等の調査については、警察の捜査結果を待ってからでよいと思います。

また 2 番目の、庁外出向職員による債権管理室への侵入、管理データの持ち出し事件につきましては、この件も監査委員から告発されております。この事件の当事者は、平成 24 年 4 月から債権管理室で困難な債権回収を一生懸命努力して仕事をして、多額の滞納金を回収しております。しかし、25 年 10 月 1 日、

年度途中で突然に教育委員会への異動になっており、年度途中の異動は、本人の気持ちに多大な負担になったと思います。また、不本意であったと思います。データの持ち出しは、このような精神的不安定な状況の下で行われております。そして、すでに町から懲戒処分を受けております。私はこの件については、一度の失敗は許されるべきものと思います。今後の活躍を期待して、温かい気持ちで本人を見守ってあげたいとも思います。この件につきましては、懲戒処分で一応の一件落着としていただきたいと思います。そういう理由で反対いたします。以上です。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

この問題は、税の欠損処理の問題と、もう1つのデータ持ち出しの問題なんですけど、私は福本議員の提案理由に賛成します。賛成理由としては、議会が今までに代表監査委員と、私の監査委員としての報告をいたしましたけど、議会の総務建設常任委員会もこの問題について取り上げようとしなかった訳です。最近になって初めて、問題報告事項を税務課より求めるという状況なんですけど、数か月ずっと取り上げて調べないかんのじゃないですかと、議会としては町の税の徴収に対するチェック機能ができてないんじゃないかということ、しつこく再三、報告したり、進言をしましたが、できなかったんです。しようとしなかったというのが本心じゃないかなと思います。

この問題点に関しましては、私は監査委員になってから3年過ぎましたが、ずっと調べてきました。4か月ずっと調べて、過去の税務課長あたりにも面談しまして、いろいろ事情を聴きました。この税の徴収が適切に行われていないというのは、今に始まった問題ではないんです。塩本町長のときから、こういう問題はずっと発生しております。問題にもなっております。過去にも、議員の滞納問題も問題になっております。議会で問題になっていると思います。過去の議員の方に対しては、差押えとか、差押え寸前で全額徴収をするということも判明いたしました。

そういう状況の中でですね、議会は何もしていないと。給料だけ取って何もしていないじゃないかと、一番大事な土庄町の行政に対する税で執行しているということを忘れてですね、徴収の方法が適切に行われていないということは、過去、塩本町長から三木町長、岡田町長に行き、この間にですね、うやむやに

ずっとしてきたと思います。ずるずると先送り、うやむやにしてきました。この問題に対しても、去年の町長選がなかったら、表には出ていない問題です。分からなかった。そういう問題ですから、議会でもって、十分調査をする必要があるんじゃないかと、監査委員の調査は十分にしまして、報告書を提出すると同時に、刑法にかかるんじゃないかという件に関しては、警察の方に刑法に基づいての告発をいたしました。行政法の徴収については、町としてはですね、当然として行政法がある訳です。行政法に対してできてないから、議会は執行部に対してちゃんと行政法に基づいてやるべきじゃないかなと。調査をして、どうしていかないかとかというのが議会の仕事じゃないかなと思います。議会の仕事できていないというのは、今に始まったことじゃないと思います。ずっと十数年来、こういう状態が続いてきたんじゃないかなということを切実に思います。そのためには、今回、税の徴収に対してはきちんと問題点を、どうしてこうなったのか、今後はどうしていくのかということを考えないことには、土庄町は必ず破たんしますよ。徴収できるものを、もういらないと、結構ですということにしてるんです。ところがですね、債権管理室をつくってからは、1万円単位で全部差押えして、取ってっております。徴収しております。何千万円以上の金をなんで差押えせずに、欠損処理をしたのか分かりません。分からないことは調査するべきじゃないかなと思います。

監査委員としての守秘義務がありますので、ここで細かいことはできません。細かいことを出すことはできませんけど、全て調査しております。議会の方から、調査したものを出しなさいと言うなら、私は全部出せます。そういう状況の中で、土庄町は議会が機能してないんじゃないですか、税の徴収に対しては。そういうことで、福本議員の発議に賛成します。以上です。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

9番 井上正清君。

○9番（井上正清君）

100条調査に関する内容につきましては、すでに今期3月定例会において調査内容及び監査の意見として、随時監査結果の報告が提出されておりますし、監査委員報告を尊重する立場から、今回の地方自治法第100条に基づく調査につきましては、必要ないものと判断します。以上により、設置については反対いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

○1番（福本耕太君）

補足できませんか。伝わっていない部分があると思うので、補足したいんですけど、できますか。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

まず 100 条委員会と総務建設常任委員会の違いという点が、もうひとつ伝わっていないと思いましたので、改めて話をさせていただきたいと思います。100 条調査についてはですね、これは総務建設常任委員会やそういった他の常任委員会と違いまして、証人を議会に招集して、喚問を行うと。証人を議会に呼ぶことができる唯一の委員会です。そういう面では、岡田前町長や、千葉前副町長の招集を必要とする問題ですので、そこは委員会の意味というのを、しっかりと見極めた上で考えていただきたいと。私は招集が必要だという点で、100 条委員会の設置の必要性を訴えておりますので、そこは私の提案理由をきちんと踏まえた上で、とんちんかんな討論じゃなくて、きちんと噛み合う討論をしていただきたいというふうに思いますので、反対討論をするのであればしていただきたいなというふうに思います。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者少数）

○議長（川本貴也君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上程、提案理由の説明（発議第 2 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 15、発議第 2 号、土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

10 番 太田和博君。

○10 番（太田和博君）

発議第 2 号、土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明をさせていただきます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。提出理由といたしましては、本年 4 月に設置されました企画課地域医療再生対策室の所管は、現在総務建設常任委員会に属しておりますが、業務は、中央病院、福祉課、健康増進課の各関係課と連携して進める内容となっております。議会として、その具体的な審議を行うに際して、教育民生常任委員会の所属に属する内容が主であります。そこで、企画課の地域医療再生対策室の所管に限り、教育民生常任委員会の所管にするための、委員会条例の一部を改正するものであります。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（川本貴也君）

ただいま説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

発議第 2 号、土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散 会 午前 11 時 30 分